

横浜市福祉のまちづくり条例改正について

昨今、空き家等の既存建築物を改修し福祉施設へ転用するなど、既存建築ストックの活用ニーズが高まっていることから、既存建築物の用途変更に係る基準及び事業者からの提出書類（不適合対応書、合理的配慮同意書）について、推進会議及び専門委員会で検討してきました。

1 経過

令和2年12月23日	第46回推進会議 （小規模建築物基準のバリアフリー法令改正への対応）
令和3年3月9日	専門委員会 （条例改正の方向性説明（小規模福祉施設等）） 【専門委員会のご意見を受けた条例改正の方向性の修正】 ・小規模福祉施設等の義務基準の適用対象規模について、増築・用途変更等及び新築いずれも200㎡以上に引き上げる改正案を、 <u>増築・用途変更等の場合のみ引き上げ、新築の場合は良好なストック形成のため、引き続き規模にかかわらず義務基準の対象とすることに修正。</u>
6月～7月	横浜市事業所管課との意見交換
9月	関係団体への説明
10月25日	専門委員会 条例改正（素案）審議
11月24日	第47回推進会議 条例改正（素案）説明（小規模福祉施設等）
令和4年3月30日	専門委員会 専門委員会でのご意見に対する検討状況報告
6月3日	専門委員会 <u>条例改正（素案）の見直し（※1）、事業者からの『不適合対応書』及び『合理的配慮同意書』の提出について審議</u>
7月3日	第48回推進会議 本日

推進会議：福祉のまちづくり推進会議

専門委員会：福祉のまちづくり推進会議専門委員会

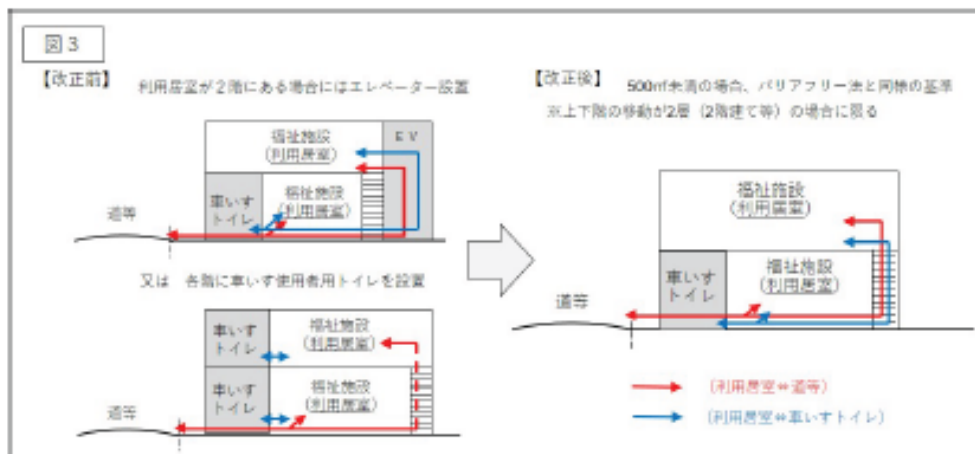
（※1） 条例改正（素案）の見直し

専門委員会等でのご意見を検討した結果、条例改正（素案）「基準見直し（2）小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について（新築、増築、用途変更）」は、今回の条例改正から見送ります。

③ 基準見直し(2) 小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について(新築、増築、用途変更)

課題 2階建て等の比較的規模が小さい建築物で利用居室が2階にある場合、スペースが限られているなかで、エレベーターの設置や各階に車いす使用者用トイレを設置することが困難な場合があります。

改正案 新築、増築、用途変更に係る部分の床面積が500㎡未満の小規模な建築物については、バリアフリー法の基準と同様に、建築物の利用状況等によりやむを得ない場合に限り、図3【改正後】のような計画を可能とします。なお、引き続き事前協議を活用し、エレベーターの設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を行います。



見送り

2 令和4年度第1回 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会が出された主な意見

【合理的配慮の手続きについて】

- ・利用者が円滑に使えるのがゴールである。今回の改正では、ハードを緩和するのであれば、それを担保する仕組みの制度創設をセットでしなければ、クオリティが担保されない。
- ・今回の基準改正にあたっては、ハード基準に不適合の場合の対応に係る『不適合対応書』の提出に加えて、『合理的配慮同意書』を事業者から求める制度の創設は、障害者差別解消法改正の追い風を受けて、横浜市は先取りして義務として取り入れていくところに発展させていくべきである。

【計画段階での障害者の視察について】

- ・車椅子利用者ができた施設を使えないところがあるので、工事をしている現場を見せてもらう機会が欲しい。

【補助制度の創設について】

- ・障害者の高齢化や、障害児の認定対象の広がりなどがあり、施設利用者の対象が読めない状況であることから、少しでも整備負担をカバーできるような助成制度が必要である。

3 今後の対応

- ・専門委員会でご指摘いただいた合理的配慮の同意手続きの義務化に関する条例改正については、健康福祉局が所管する部分になりますので、健康福祉局と連携し検討を進めますが、条例の構成等に影響することも考えられることから、スケジュールが見通せない状況です。
- ・引き続き、専門委員会にお諮りしながら検討を進め、条例改正案を整理し、推進会議にお諮りします。